

足場の組立て等特別教育のご案内（５月）

労働安全衛生規則の改正により、事業者は平成２７年７月１日から足場の組立、解体及び変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならなくなりました。

１ 開催日時及び場所

- (1) 令和５年５月２４日（水） 午前９時００分より
(2) スキルアップセンターとまこまい
（苫小牧市新開町４－６－１２ TEL ０１４４－５５－６６２２）

２ 講習科目及び時間割

科 目	講 習 時 間
１．足場及び作業方法に関する知識	３時間００分
２．工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	３０分
３．労働災害の防止に関する知識	１時間３０分
４．関係法令	１時間００分
合 計	６時間

３ 受講費用

７,５００円（受講料６,６００円 テキスト代９００円）

申込期間終了後は、受講取りやめても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

４ 申込方法及び注意

- (1) 所定の受講申込用紙に必要事項を記入し、写真(3.0cm×2.5cm)※を２枚と、受講料を添えて、スキルアップセンターとまこまいへ申し込むこと。

※写真は、無帽・上半身正面・背景なしで撮影した鮮明なもの。

ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。

- (2) 講習当日は筆記用具を持参してください。

５ 申込期間及び定員

令和５年２月２０日（月）～令和５年５月１２日（金）まで。

ただし、定員（１０名）になり次第締め切ります。

また、受講申込みが５名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。

スキルアップセンターとまこまい

～参 考～ 厚生労働省のお知らせから抜粋

★足場の組立て、解体、または変更のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上や堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

★次に該当する方は、特別教育の全部を省略することができます。

1. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
2. 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了したか方、居住システム系建築科または、居住システム系環境科（高度職業訓練）をした方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
3. とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

